



すべての市民の 幸せのために

浦安市まちづくり基本条例を制定しました

「浦安市まちづくり基本条例」が3月11日に市議会で可決され、4月1日に施行しました。
この条例は、浦安市におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めたものです。
今号では、まちづくりの担い手の市民と市、市議会が共有するまちづくりのルールとなるこの条例についてお知らせします。

【問】企画政策課 ☎712・6039

ID 1031564

浦安市まちづくり基本条例の制定にあたって

浦安市長 内田 悦嗣

本市は、これまで、市民を中心とした多様な主体が連携することによって、飛躍的な発展を遂げてきました。

地震や風水害、感染症など想定できない状況の対応や、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化、ネットワークインフラ整備などによる情報化の進展など、社会情勢が変化しても市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が、市や議会とともに担い手となって、まちづくりを進めていくことで、浦安はさらに輝き躍動するものと確信しています。

「浦安市まちづくり基本条例」では、これまでのまちづくりの進め方や考え方を踏襲しなが

ら、さまざまな立場や価値観を超えて共有できるまちづくりの基本原則を明らかにしています。

また、総合的かつ計画的に行政運営を行うために、行政運営、行政評価、財政運営の基本原則などを定める「浦安市行政基本条例」「浦安市行政評価条例」「浦安市健全な財政運営に関する条例」を制定しました。

まちづくり基本条例の理念を市民の皆様と共有しながら、市民一人ひとりの意思を結集し、新たな浦安を市民の皆様と「共に」「創る」すなわち「共創のまちづくり」を進め、基本構想で将来都市像として設定した「人が輝き躍動す

るまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」の実現を目指してまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

まちづくり基本条例の制定にあたり、懇話会委員の皆様、市民会議にご参加いただいた方々をはじめご意見、ご協力いただいた市民や関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。



条例の構成

- 第1章 総則**
 - 目的（第1条） ● 条例の位置づけ（第2条）
 - 用語の定義（第3条）
- 第2章 まちづくりの基本原則**
 - まちづくりの基本的な考え方（第4条）
 - まちづくりの基本原則（第5条）
- 第3章 市民の権利および役割**
 - 市民の権利（第6条） ● 市民の役割（第7条）
- 第4章 市長の責務（第8条）**
- 第5章 議会の責務（第9条）**
- 第6章 情報の共有**
 - 情報共有（第10条） ● 情報公開（第11条）
 - 個人情報の保護（第12条）
- 第7章 参加と連携協力**
 - 参加（第13条） ● 連携協力（第14条）
- 第8章 健全な市政（第15条）**
- 第9章 広域連携（第16条）**
- 第10章 条例の見直し（第17条）**

条例の位置づけ（第2条）

市民、市および議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから、「まちづくりの基本」となる条例です。このような位置づけを踏まえ、市民、市および議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重することとします。

市および議会は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想およびそれを実現するための基本計画その他の計画の策定および変更並びにほかの条例、規則などの制定および改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

この条例は、浦安市が定める条例の1つであり、ほかの条例との間に上下関係はありませんが、「まちづくりの基本」となるものであるため、既存の条例や新たに制定される条例などを有機的に結び付けているものです。

そのため、市および議会は、総合計画やそのほかの計画の策定や変更、ほかの条例、規則などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

市民の権利と役割、市長の責務、議会の責務

まちづくりを担う主体は、市民、市、議会などです。この条例では、これらまちづくりを担う主体の権利や役割・責務を定めています。

市民の権利（第6条）

市民は、まちづくりに関して、「まちづくりに関する情報を知る権利」と、「参加する権利」を有します。

市民の役割（第7条）

市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めるものとします。また、まちづくりへの参加にあたっては、互いの立場と考えを尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

市長の責務（第8条）

市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければならない。

議会の責務（第9条）

議会は、直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。



まちづくりの基本的な考え方（第4条）

まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。

市民は、まちづくりを担う主体であり、さまざまなまちづくりへの思いを持っている当事者であることから、まちづくりにあたっては、市民の意思を基に考えていくことを示しています。

この考え方は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す「基本構想」で掲げている「まちは人の意思によって創られる」という考え方を踏まえたものです。

市民は、まちづくりを進めるにあたり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで実践します。

市民の意思に基づいてまちづくりを進めていくため、市民は、自分ではできないことは自分で、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。

市および議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議および同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取り組みを補完し、支援します。

市と議会は、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など、さまざまな市民が行うまちづくりを尊重した上で、市民で解決できないことについては、十分に協議をし、同意を経ることを原則として、その取り組みを補完し、支援します。

まちづくりの基本原則（第5条）

「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえて、まちづくりの進め方を示す3つの基本原則を定めています。

情報共有の原則

市民、市および議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

参加と連携協力の原則

市民、市および議会は、市民の参加により、連携協力してまちづくりを進めます。

健全な市政の原則

市および議会は、二代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。

まちづくりの仕組み

「まちづくりの基本原則」を具現化するまちづくりの仕組みを定めています。

● 情報共有（第10条）

市および議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めます。市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集および相互の共有に努めます。

● 情報公開（第11条）

市および議会は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進するため、公文書の管理および開示を適正に行います。

● 個人情報の保護（第12条）

市および議会は、個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供および管理を適正に行います。

● 参加（第13条）

市および議会は、まちづくりに関して、市民の参加する権利を保障するとともに、参加を促進し、支援します。

● 連携協力（第14条）

市民は、互いの自発性および自主性を尊重しつつ、必要に応じて相互に補完しながら、連携協力してまちづくりを進めるよう努めます。

市民、市および議会は、適切な役割分担の下、果たすべき役割と責務を自覚し、それぞれの特性を生かしながら、連携協力してまちづくりを進めます。

● 健全な市政（第15条）

市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

議会は、行政運営の透明性の向上および市民の意思の反映のため、議会の権限を最大限に行使して議会活動を行います。

「まちづくりに関する条例」群

市では、自治体運営に関する条例として、「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」、「浦安市市民参加推進条例」を制定して、まちづくりを推進してきました。また、まちづくり基本条例の制定に合わせて、市政に関する条例として、「浦安市議会基本条例」や、「浦安市行政基本条例」、「浦安市行政評価条例」、「浦安市健全な財政運営に関する条例」を新たに制定しました。

まちづくり基本条例では、まちづくりの進め方として、「情報共有の原則」・「参加と連携協力の原則」・「健全な市政の原則」を基本原則に位置づけており、これらを相互に結び付けながらまちづくりを進めることを明らかにしています。

この条例は、既存の条例や、これから制定する条例を有機的に結び付けていくものであり、これらの条例を総称して「まちづくりに関する条例」群と捉えています。

「まちづくりに関する条例」群

まちづくり基本条例

議会基本条例

行政基本条例

情報公開条例

個人情報保護条例

市民参加推進条例

健全な財政運営に関する条例

行政評価条例

制定までの主な取り組み

まちづくり基本条例の制定は、平成29年3月に内田市長が就任した当初からの公約に掲げられており、市では、これまで先行自治体の調査を行い、条例の目的や意義、市民参加の手法を検証するとともに、市の既存の条例との関係性など、基本的な考え方を整理し、制定に向けた検討を進めてきました。

その後、さまざまな方法で市民の意見を聴きながら検討を重ねて、条例の制定に取り組んできました。主な市民参加は次のとおりです。



- 市の取り組みや自治基本条例に関するアンケート調査として「市政に関する市民意識調査」を実施
- 条例の制定に向けたアンケート調査として「市民アンケート（Uモニ）」を実施
- 多様な市民により議論を交わし、条例に反映するための意見を聴取するため「浦安まちづくり市民会議」を開催（感染症対策のためオンラインで開催しました）
- 条例の規定内容について幅広く意見を求めるため「(仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会」を開催
- 条例の素案についてお知らせし、市民の皆さんから意見などを伺うため「市民意見提出手続（パブリックコメント）」を実施

まちづくり基本条例に関する質問と回答

Q まちづくり基本条例によって何が変わりますか？

A この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから、具体的な市民参加の手法や個別の政策などを定めるものではありません。

そのため、直ちに市民生活が変わるものではありませんが、まちづくりに必要な情報が共有されたり、まちづくりへの参加の機会が確保されたりと、より一層市民の意見がまちづくりに生かされることなどが期待されます。

Q まちづくり基本条例で「まちづくり」とは何を意味していますか？

A 道路や公園、市街地などハード面の整備だけでなく、防災、福祉、環境、教育などソフト面も含めて、浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取り組みを「まちづくり」とします。

そのため、「まち」を「町」や「街」、「づくり」を「作る」、「造る」や「創る」とさまざまな意味で捉えられるよう「まちづくり」をひらがなで表記しています。

Q まちづくり基本条例で「市民」とは誰のことを指していますか？

A 地方自治法では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とすると規定されています。
まちづくりは、市に関わるさまざまな人たちが協力し合っ

て定める「住民」のほか、市内に通勤・通学する方や、市内でボランティアなどの活動を行う方、市内で自治会活動などを行う団体も含めて「市民」としています。

浦安まちづくり基本条例の制定を記念して「浦安まちづくりシンポジウム」を開催します

時 5月29日(日)午後2時30分～4時30分(開場=2時)

所 文化会館

内容や申し込み方法など、詳しくは、決まりしだい市ホームページなどでお知らせします

ID 1035668